

委員 長 報 告 書

さる6月20日の本会議において、本委員会に付託された
請願第8号 請願書の要件である請願者の押印規定を「署名または記名
押印」に改めることを求める請願について
を審査するため、6月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第8号の主旨は、現在、本市議会に対する請願については、会議規則において請願者の押印が必要となっているため、事実上、街頭署名を求めることができない状態となっている。憲法第16条で保障する請願権の行使を阻害しないためにも、請願書の要件である請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改めることを求めるものである。

委員から、請願者の押印を要件とする法的根拠について ただしがあり、地方議会に対する請願については、請願法の適用はなく地方自治法が法的根拠となる。また、請願を含む議会に関する各手続き規定は、地方自治法の定めに基づき議会の議決によって制定される会議規則で定めており、現在、本市議会会議規則により請願者の押印は必要となっている との答弁がありました。

官公署に対するものなど請願法の適用となる請願において押印は要件となっているか とのただしがあり、請願法の場合、請願者の氏名・住所の記載は必要であるが、押印は要件となっていない との答弁がありました。

押印要件を緩和すれば請願しやすくなる利点はあるが、重要な権利の行使である請願において請願者の意志をより確実に確認できるものとするため押印を必要としてきたと考える との意見がありました。

討論に入り、賛成の立場から、本請願の主旨は、市民の声を市政・議会

に反映させる機会をより多くつくるという請願本来の主旨に合致している。押印がないために無効となるのは極めて理不尽である。さらに、署名、記名を同列に扱っている現在の規定は一般常識ともかけ離れており、合理性についても大いに疑問がある。以上の観点から、請願者の押印規定を「署名または記名押印」に改正を求める本請願を採択することに賛成するとの討論がありました。